

第3章 自然生物の保全

我孫子市は、北側の利根川と南側の手賀沼（手賀川）という二つの大きな水系にはさまれています。地形は、台地へ谷津が深く入り組むような複雑で多様な地形でした。現在でも一部で谷津や崖線が残っています。かつて湧水は、台地と低地の境付近で無数に見られ、手賀沼に流れ込んで、きれいな手賀沼を作り出していました。

かつての手賀沼とその周辺には、水生植物などの植物が繁茂し、植物を餌とする魚類やその魚類を餌とする鳥類など多種多様な生物が生息していました。水生植物には、「ガシャモク」や「テガヌマフラスコモ」など手賀沼など一部の地域にしか生息していない貴重な植物も見られました。

都市化と手賀沼の水質汚濁によって、我孫子市の生物種は減少していますが、谷津や手賀沼周辺には依然として貴重な生物も多く生存しており、谷津の保全や手賀沼の浄化・再生が我孫子の自然環境を守り生物多様性を保全するために重要となっています。

1. 外来生物対策

(1) 外来生物とは

「外来生物」は、一般的に明治期以降に人の手によって海外から入ってきた生物を指して使われています。

外来生物の中で、定着している・いないに関わらず、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすものは、特に「侵略的外来生物」といわれています。

外来生物の中で、「生態系への影響、人の生命・身体への影響、農林水産業への影響」が著しい生物は、環境省によって「特定外来生物」に指定されています。「特定外来生物」は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、原則として飼育・栽培などが禁止され、違反内容によっては非常に重い罰則が課せられています。

一方、生態系への影響があると判断される外来生物でも、「特定外来生物」に指定した場合、遺棄などが大量におこなわれ、より一層生態系への影響が発生することが想定される種については、法規制の対象とならない「生態系被害防止外来種」に指定されています。

これらの生態系に影響を与える可能性がある外来生物は我孫子市内で多数発見されています。「特定外来生物」以外の外来生物については、生態系に与える影響についてまだ不明な点も多いため、我孫子市内での発見や増減などの経過を見守りながら、今後の対策について検討していく必要があります。

ペットや園芸作物として外来生物を飼育・栽培する場合は、珍しいから、きれいだからと安易に購入・移入せず、生態系に影響を与える可能性も考慮し、責任を持って飼育・栽培するように心がけをお願いします。

(2) 我孫子市で確認された特定外来生物

「特定外来生物」は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づいた対応をする必要があります。

(分類群)

■両生類

①ウシガエル

■爬虫類

②カミツキガメ

③ミシシippアカミミガメ

■魚類

④オオクチバス

⑤コクチバス

⑥ブルーギル

⑦チャネルキャットフィッシュ

⑧カダヤシ

⑨オオタナゴ

⑩コウライギギ

■軟体動物等

⑪カワヒバリガイ

■植物

⑫ナガエツルノゲイトウ

⑬オオフサモ

⑭アレチウリ

⑮オオカワヂシャ

⑯オオキンケイギク

⑰オオバナミズキンバイ

■哺乳類

⑱アライグマ

■昆虫類

⑲アカボシゴマダラ

■甲殻類

⑳アメリカザリガニ

(3) 我孫子市で生息が確認された、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

(特定外来生物を除く)

(分類群)

■魚類

タイリクバラタナゴ、ハクレン、ハス

■軟体動物等

タイワンシジミ種群

■植物

アメリカオニアザミ、アメリカセンダングサ、エゾノギシギシ、オオカナダモ、
オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ヒメジョオン、ホテイアオイ

■哺乳類

フェレット、ハクビシン、ドブネズミ

■鳥類

コブハクチョウ

2. 鳥獣の保護

(1) 鳥獣飼養登録

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」では、野生の鳥獣の飼養の登録が義務付けられています。また、鳥獣の飼養登録等の権限は、「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、県知事から市町村長に移譲されています。

(2) 傷病鳥獣救護

千葉県では、「傷病野生鳥獣救護事業実施要領」に基づき、鳥獣保護員及び県指定獣医師等の協力を得て、傷病鳥獣の救護を行っています。我孫子市内の県指定獣医師については、次のとおりです。

表 3-1 千葉県指定獣医師(我孫子市)

指 定 動 物 病 院 名	所 在 地	電 話 番 号
我孫子動物病院	我孫子市栄 19-6	04 (7182) 6035
セキ動物病院	我孫子市寿 2-8-20	04 (7182) 9788

令和 4 (2022) 年度の傷病野生鳥獣救護取扱い件数

- ・東葛飾地域振興事務所地域環境保全課扱い: 2 件
- ・我孫子市手賀沼課扱い: 1 件

表 3-2 救護の窓口

窓 口 名	所 在 地	電 話 番 号
千葉県環境生活部自然保護課	千葉市中央区市場町 1-1	043 (223) 2972
東葛飾地域振興事務所地域環境保全課	松戸市小根本 7	047 (361) 4048
我孫子市環境経済部手賀沼課	我孫子市高野山新田 193	04 (7185) 1484

3. 愛護動物・畜犬に関すること

(1) 地域猫不妊去勢手術補助金

地域猫とは、特定の飼い主がなく、地域に生息し、その地域の住民の方々の同意のもと適切に管理されている猫のことです。我孫子市では、平成 29 (2017) 年度から、飼い主のいない猫がこれ以上増えないよう、地域猫の不妊去勢手術を実施する団体に、手術費用の一部を助成し、良好な生活環境の保全と動物愛護思想の普及を図っています。補助金額は、地域猫 1 匹につき 5,000 円（手術に要した費用が 5,000 円を下回る場合は、実際にかかった費用）です。

表 3-3 地域猫不妊去勢手術補助金交付実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付決定件数	62 匹	85 匹	40 匹	33 匹	32 匹	44 匹

(2) 狂犬病予防

狂犬病ウイルスを原因とする動物由来感染症で、犬をはじめ人、猫、牛、豚などすべての哺乳類が感染します。人は主に狂犬病を発症した犬などの動物にかまれて感染し、発症してからの有効な治療法はなく、ほぼ 100% 死亡する恐ろしい病気です。市では、市内契約動物病院と協力し、狂犬病予防法に規定される畜犬登録の促進、狂犬病予防法に規定される狂犬病の予防注射を行うことで、狂犬病の発生を予防し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図っています。

表 3-4 登録状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規登録	394 頭	357 頭	391 頭	397 頭	390 頭	409 頭
登録原簿保有数	6,198 数	6,061 数	5,907 数	5,923 数	5,885 数	5,930 数

表 3-5 狂犬病予防注射接種率

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	5,042 数	4,860 数	4,553 数	4,655 数	4,769 数	4,557 数
接種率	81.3%	80.2%	77.1%	78.6%	81.0%	76.8%

4. 生き物の苦情・相談

我孫子市では自然と住宅地が隣接しているため、ヘビやタヌキ等に関する苦情・相談があります。ヘビやタヌキ等が生息しているのは自然が豊かである証拠なのですが、都市部では珍しいことかもしれません。

一方で、ムクドリやハクビシンなど都市化に順応し、増えてきたとみられる生き物もあります。なかでも平成 13（2001）年より夏から秋にかけて天王台駅周辺に集まっていたムクドリが平成 23（2011）年度からは我孫子駅周辺にも集まるようになり、フンと鳴き声の苦情が寄せられるようになりました。我孫子市では、都市型のムクドリの生態がまだわかっていないことから、平成 19（2007）年度より駅周辺に集まるムクドリの生態調査を継続し、また、平成 27（2015）年度からは鷹匠によるムクドリの追い払いを実施し、効果をあげています。広報・ホームページ等で市民にも情報提供を呼びかけています。

問い合わせの最も多い生き物はハチです。我孫子市では、民有地にあるハチの巣の駆除は行っていません。住宅の軒や庭木等生活に支障のある場所にできたハチの巣は、巣がある土地の所有者から駆除業者などに依頼し、駆除してもらっています。市では、広報・ホームページ等でハチの巣の早期発見・駆除を呼びかけ注意を促しています。

令和 5（2023）年度はハチの問い合わせが 110 件ありました。

令和 4（2022）年度の 152 件に比べて 42 件減少しています。

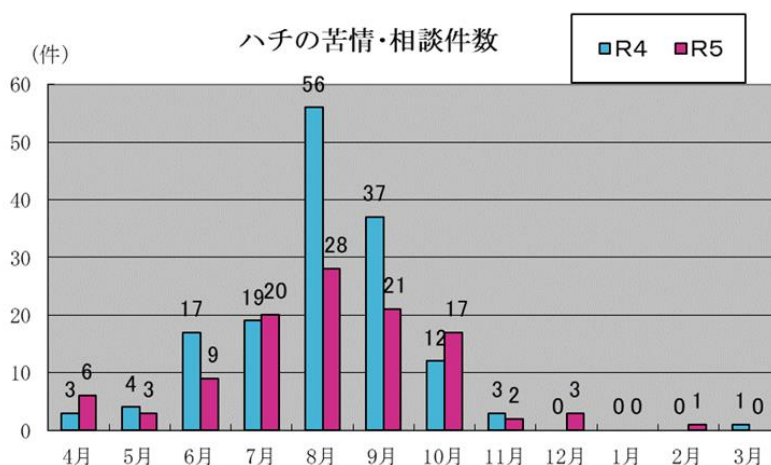


図 3-1 ハチの苦情・相談件数

電話・窓口での問い合わせ件数のみを集計